

#### 1.4 平成17年7月8日申請（平成17年（争）第2号～第3号）（接続に関する費用負担）

##### （1）経過

平成17年	
7月 8日	A社から、あっせんの申請（平成17年（争）第2号（以下「第2号」という。）及び同第3号（以下「第3号」という。）。（⇒（2））
11日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第2号）。 委員会から、C社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第3号）。 あっせん委員（田中委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）の指名（第2号及び第3号）。
8月26日	B社から、答弁書の提出（第2号）。（⇒（3）） C社から、答弁書の提出（第3号）。（⇒（3）） A社から、B社及びC社からの答弁書に対する意見書の提出（第2号及び第3号）。
31日	B社から、A社からの意見書に対する答弁書の提出（第2号）。 C社から、A社からの意見書に対する答弁書の提出（第3号）。
9月 1日	各当事者から意見の聴取（第2号及び第3号併合）。 あっせん委員から、あっせん案の提示（第2号及び第3号）。
29日	各当事者から意見の聴取（第2号及び第3号併合）。 あっせん委員から、あっせん案の提示（第2号及び第3号）。
10月 4日	A社が、申請の取下げ（第2号及び第3号）。（⇒（4）） 委員会から、B社及びC社に対し、申請の取下げがあった旨の通知。

##### （2）申請における主な主張（第2号及び第3号）

平成17年2月、A社が提供しているサービスの料金回収方式変更のため、

B社及びC社に網改造（ソフトウェア開発）の申込みを行ったところ、当該開発に係る契約期限直前に、当該開発費用全額の預託金の申入れがあり、預託金をめぐる協議が不調となったことから、ソフトウェア開発の希望日である7月に着手されない状況に陥った。

したがって、預託金に関する協議は継続して応じることを条件に、B社及びC社が7月以降速やかに当該開発に着手するようあっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張（第2号及び第3号）

B社及びC社は、A社に対し開発着手の6ヶ月前から、投資額を回収するための接続料の担保措置について、別途協議する旨通知している。

また、B社及びC社は、預託金の預け入れ等による担保措置が講じられ、当該ソフトウェア開発に必要な投資額を確実に回収できることが担保されることを前提に当該ソフトウェアの開発着手に応じる。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明（第2号及び第3号）

A社が提供しているサービスについて、サービス展開の見直しを行うことから、7月8日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。